

渋谷区保存樹木等管理助成金交付要綱

令和 6 年 3 月 5 日 制 定

令和 7 年 1 月 2 9 日 一部改正

令和 8 年 1 月 2 7 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、保存樹木等の所有者又は管理者に対し、維持管理等に関する経費の一部を助成することにより、保存樹木等の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保存樹木等 渋谷区みどりの確保に関する条例（昭和 5 3 年渋谷区条例第 2 0 号）第 8 条第 1 項により渋谷区が指定している保存樹木をいう。
- (2) 管理組合等 マンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 6 9 号。以下「区分所有法」という。）第 3 条若しくは第 6 5 条に規定する団体又は区分所有法第 4 7 条第 1 項（区分所有法第 6 6 条において準用する場合を含む。）に規定する法人及び区分所有法第 2 5 条第 1 項（区分所有法第 6 6 条において準用する場合を含む。）の規定により選任された管理者並びに町会長をいう。
- (3) 剪定 造園業者等に依頼して樹木の枝を整えること等をいう。
- (4) 伐採 樹木を切り倒すことをいう。
- (5) 樹木医診断 育成不良又はその疑いのある樹木の健全度等を判断するために樹木医が診断を行い、診断の結果、必要な措置（ただし、剪定、伐採は除く。）を行うことをいう。

(助成対象樹木)

第 3 条 助成の対象とする樹木（以下「対象樹木」という。）は、樹木等の所有者又は管理者が、所有し、又は管理する保存樹木等のうち、原則として助成後 3 年間善良なる管理者としての注意をもって管理することができる保存樹木等とする。

(助成対象額等)

第 4 条 助成対象経費は、別表のとおりとする。

(助成金交付の申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、剪定又は樹木医診断前に、渋谷区保存樹木等管理助成金交付申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に申請するものとする。

- (1) 現地案内図及び対象樹木の現況写真（撮影日が認識できるもの）
- (2) 対象樹木が共有の場合又は自らの所有に属さない場合は、対象樹木の剪定又は樹木医診断についての所有者全員の同意書（別記第2号様式）
- (3) 内訳のわかる見積書等の写し
- (4) 所有者又は管理者が管理組合等の場合、管理組合の現在の理事長又は管理者等が管理組合総会等で選定されたことを証するものの写し
- (5) 所有者又は管理者が法人の場合、法人登記の登記事項証明書の写し
- (6) 前各号までに掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、交付申請を行うことができないものとする。

- (1) 対象樹木が共有の場合又は自らの所有に属さない場合において、当該樹木の助成金の申請に係る対象樹木の所有者全員の同意が得られていないとき。
- (2) 渋谷区暴力団排除条例（平成23年渋谷区条例第23号）第8条に規定する助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。
- (3) 一会計年度内に対象樹木について、既に剪定又は樹木医診断の助成を受けている場合において、同じ種類の助成の申請をしようとするとき。
- (4) 区の区民税を滞納しているとき。

（助成金交付の決定）

第6条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付が適当であると認めたときは渋谷区保存樹木等管理助成金交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知する。

2 前項の規定による審査の結果、助成金を交付しないことが適当であると認めたときは渋谷区保存樹木等管理助成金不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知する。

3 補助金の総額は予算の範囲内とし、予算残額が助成金の額を下回る場合は、その時点の予算残額をもって助成金の額とする。

4 必要があると区長が認めるときは、交付決定に関し条件を付することができる。

（申請内容の変更）

第7条 前条第1項に規定する交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容を変更しようとするときには、速やかに渋谷区保存樹木等管理助成金変更申請書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて区長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 区長は、前項の助成金変更申請書を受けた場合はその内容を審査し、適当と認めたときは変更を承認し、渋谷区保存樹木等管理助成金変更承認通知書（別記第6号様式）により交付決定者に通知する。

（申請の取下げ）

第8条 交付決定者は、対象樹木の剪定又は樹木医診断を中止しようとするときは速やかに渋谷区保存

樹木等管理助成金取下げ申請書（別記第 7 号様式）を区長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 区長は、前項の助成金取下げ申請書を受けた場合はその内容を審査し、適当と認めたときは取下げを承認し、渋谷区保存樹木等管理助成金取下げ承認通知書（別記第 8 号様式）により交付決定者に通知する。

（完了報告）

第 9 条 交付決定者は、剪定又は樹木医診断が完了したときは、渋谷区保存樹木等管理助成金完了報告書（別記第 9 号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に報告するものとする。

- （1）交付決定を受けた助成金に係る内訳のわかる領収書の写し
- （2）剪定費用については、対象樹木の状態を示す写真（撮影日が認識できるもの）、樹木医診断については、樹木医診断結果等
- （3）渋谷区保存樹木等管理助成金交付請求書（別記第 10 号様式）
- （4）前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（助成金交付の確定及び交付）

第 10 条 区長は、前条の規定による報告を受けたときはその内容を審査し、交付要件に適合すると認めたときは助成金の交付を確定し、渋谷区保存樹木等管理助成金交付確定通知書（別記第 11 号様式）により、交付決定者に通知するとともに、速やかに助成金を交付する。

（管理）

第 11 条 対象樹木の助成を受けたものは、原則として当該樹木を 3 年間伐採してはならず、その期間内、善良なる管理者としての注意をもって管理しなければならない。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第 12 条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消しすることができる。

- （1）虚偽その他不正の手段により、助成金の交付決定を受けたとき。
- （2）この要綱の規定に違反したとき。
- （3）渋谷区暴力団排除条例（平成 23 年渋谷区条例第 23 号）第 8 条に規定する助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。

2 前項の規定により助成金の交付決定の内容を取消したときは、渋谷区保存樹木等管理助成金交付決定取消通知書（別記第 12 号様式）により、速やかに交付決定者に通知する。

3 第 1 項の規定により助成金の交付決定を取消した場合において、既に助成金が交付されているときは、交付額の全部又は一部について、渋谷区保存樹木等管理助成金返還請求書（別記第 13 号様式）により、期限を定めて、その返還を命じることができる。

（管理状況報告）

第 13 条 区長は、交付決定者に対し必要に応じて対象樹木の管理状況について、報告を求めることが

できる。

（調査等）

第 14 条 区長は、この要綱による助成金の交付を受けようとする者又は交付を受けた者に対し必要な調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

（個人情報の取扱い）

第 15 条 区は、助成事業の実施に当たって知り得た個人情報について、本助成事業の実施に係る目的にのみ使用する。

（委任）

第 16 条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、環境政策部長が定める。

附 則（令和 6 年 3 月 5 日区長決裁）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 1 月 29 日区長決裁）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 1 月 27 日区長決裁）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

助成の 種類	助成の額 (1 本当たり)	上限	その他
剪定	剪定に係る費用 (消費税及び地方消費税を 除く。)	3 万円	1, 0 0 0 円未満の端数は切り捨て 同一年度内に 1 本につき 1 回の申請 に限る。
樹木医 診断	樹木医診断に係る費用 (消費税及び地方消費税を 除く。)	5 万円	1, 0 0 0 円未満の端数は切り捨て 同一年度内に 1 本につき 1 回の申請 に限る。

別記第1号様式（第5条関係）

渋谷区保存樹木等管理助成金交付申請書

年 月 日

渋谷区長 殿

氏 名

申請者 住 所

電話番号

渋谷区保存樹木等管理助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり、必要書類を添付し助成金の交付を申請します。

記

保存樹木等の住所	渋谷区
助成金の種類 (該当種類に○)	剪定 樹木医診断
剪定又は樹木医診断 予定日	年 月 日
保存樹木等管理番号	第 号
保存樹木等の樹種	
助成金対象経費 (税抜)	円
助成金交付申請額	円

添付書類

1. 現地案内図及び対象樹木の現況写真（撮影日が認識できるもの）
2. 対象樹木が共有の場合又は自らの所有に属さない場合は、対象樹木の剪定又は樹木医診断についての所有者全員の同意書（別記第2号様式）
3. 内訳のわかる見積書等の写し
4. 所有者又は管理者が管理組合等の場合、管理組合の現在の理事長又は管理者等が管理組合総会等で選定されたことを証するものの写し
5. 所有者又は管理者が法人の場合、法人登記の登記事項証明書の写し

【裏面あり】

6. その他必要な書類

【申請に当たっての注意事項】

- (1) 保存樹木等の剪定又は樹木医診断によって立地上又は構造上の危険が生じないことを確認した上で、申請をしてください。
- (2) この申請に基づく交付決定がなされる前に剪定又は樹木医診断をした場合は、助成金の交付を行うことはできません。
- (3) 申請受理後、審査の上「交付決定通知書」「完了報告書」等を申請者宛てに郵送します。
- (4) 剪定又は樹木医診断後に完了報告を行う必要があります。指定する期日までに完了報告に係る書類を提出してください。
- (5) 助成を受けた樹木は、原則として3年間は伐採してはならず、善良なる管理者としての注意をもって適切な維持管理をしてください。
- (6) 区が樹木の状況等を確認するため、現地調査等を行う場合又は書類の提出を求めることがあります。

別記第2号様式（第5条関係）

同意書

年 月 日

渋谷区長 殿

氏 名

所有権者 住 所

電話番号

私は、所有する樹木につき、下記のとおり渋谷区保存樹木等管理助成金交付要綱に係る交付申請を行うことについて同意します。

記

1 申請者 氏 名

住 所

2 保存樹木等所在地（住居表示）渋谷区

保存樹木等管理番号 第 号

3 助成金の種類（該当種類に○） 剪定 / 樹木医診断

第 年 月 日 号

（申請者）

住 所

氏 名

渋谷区 長

（公印省略）

渋谷区保存樹木等管理助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請があった、渋谷区保存樹木等管理助成金について、保存樹木等管理助成金交付要綱第6条の規定により申請書類の審査を行った結果、下記のとおり、助成金の交付を行うことが適当であると認められたので通知します。

記

1 交 付 決 定 額 金 円

2 助成金交付の条件

交付決定対象者は、渋谷区保存樹木等管理助成金交付要綱を遵守し、以下の要件を満たす必要があります。

- （1）交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに渋谷区保存樹木等管理助成金変更申請書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて渋谷区長に提出し、承認を受けること。
- （2）交付申請を中止しようとするときは、速やかに渋谷区保存樹木等管理助成金取下げ申請書（別記第7号様式）を渋谷区長に提出し、承認を受けること。
- （3）指定する期日までに渋谷区保存樹木等管理助成金完了報告書（別記第9号様式）に必要な書類を添えて渋谷区長に提出すること。
- （4）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき、上記要綱の規定に違反したとき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資すると認められるときは、助成金の交付決定の内容を変更するとともに、既に助成金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を求めることがあります。
- （5）助成を受けた樹木は、原則として3年間は伐採してはならず、善良なる管理者としての注意をもって管理すること。
- （6）区が必要に応じて行う調査に協力すること。また、資料の提出などを求めることがあります。

別記第4号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号

（申請者）

住 所

氏 名

渋谷区 長

（公印省略）

渋谷区保存樹木等管理助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請があった、渋谷区保存樹木等管理助成金について、保存樹木等管理助成金交付要綱第6条の規定により申請書類の審査を行った結果、下記のとおり助成金の交付を行わないことが適当であると認められたので通知します。

記

交付しないことを決定した理由

問 合 せ 先

渋谷区 部 課 係 電話

渋谷区保存樹木等管理助成金変更申請書

年 月 日

渋谷区長 殿

氏 名

申請者 住 所

電話番号

年 月 日付で交付決定があった、渋谷区保存樹木等管理助成金について、下記のとおり、申請内容に変更が生じたので、保存樹木等管理助成金交付要綱第7条に基づき、関係書類を添えて変更申請を行います。

記

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	第 号
助 成 年 度	年度	助成金等の名称	渋谷区保存樹木等管理 助 成 金
助 成 金 の 交 付 決 定 額	円		
助成金の変更交付申請額	(増額・減額) 円		
変 更 後 の 助 成 金 の 交 付 申 請 額	円		
保存樹木等管理助成事業 の内容に係る変更内容			
理 由			
添 付 書 類			

第 号
年 月 日

（申 請 者）

住 所
氏 名

渋谷 区 長
(公印省略)

渋谷区保存樹木等管理助成金変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請があった、渋谷区保存樹木等管理助成金について、保存樹木等管理助成金交付要綱第 7 条により申請書類の審査を行った結果、下記のとおり助成金の交付を行うことが適当であると認められたので承認結果について通知します。

記

変更後助成金交付決定額	円
変更内容	
承認結果	

別記第7号様式（第8条関係）

渋谷区保存樹木等管理助成金取下げ申請書

年 月 日

渋谷区長 殿

氏 名

申請者 住 所

電話番号

年 月 日付で交付決定があった渋谷区保存樹木等管理助成金について、下記のとおり申請を取下げたいので、保存樹木等管理助成金交付要綱第8条に基づき、交付取下げ申請を行います。

記

1 交 付 決 定 番 号 第 号

2 取 下 げ の 理 由

別記第8号様式（第8条関係）

第 年 月 日

（申請者）

住 所

氏 名

渋谷区 長

（公印省略）

渋谷区保存樹木等管理助成金取下げ承認通知書

年 月 日付けで取下げ申請があった、渋谷区保存樹木等管理助成金について、保存樹木等管理助成金交付要綱第8条の規定により申請書類の審査を行った結果、取下げを承認することが適当であると認められたので承認結果について通知します。

記

1 交付決定番号 第 号

2 取下げ承認助成金額 円

渋谷区保存樹木等管理助成金完了報告書

年 月 日

渋谷区長 殿

氏 名

申請者 住 所

電話番号

年 月 日付け第 号により渋谷区保存樹木等管理助成金の交付決定があった保存樹木等に係る作業が完了したので、保存樹木等管理助成金交付要綱第 9 条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

保存樹木等の所在	渋谷区
保存樹木等管理番号	第 号
完了日	年 月 日
助成対象経費 (税抜)	円
助成金交付申請額	円

※提出期日：令和 7 年〇月〇日

添付書類

1. 対象樹木の剪定又は樹木医診断に係る内訳のわかる領収書の写し
2. 対象樹木の状態を示す写真（撮影日が認識できるもの）、樹木医診断結果等
3. 渋谷区保存樹木等管理助成金交付請求書（別記第 10 号様式）
4. その他必要な書類

渋谷区保存樹木等管理助成金交付請求書

年 月 日

渋谷区長 殿

氏 名

申請者 住 所

電話番号

年 月 日付けで交付決定があった、渋谷区保存樹木等管理助成金について、保存樹木等管理助成金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を請求します。

記

交付決定年月日		年 月 日					
決定通知番号		第 号					
助成金の交付決定額		円					
助成金交付請求額		円					
振 込 希 望 口 座							
振込先金融機関		口座種別		口座番号			
銀行	本店	1 普通					
信金		2 当座					
信組	支店	3 貯蓄					
()		4 その他					
フリガナ							
口座名義人 (申請者と同一に限る)							

第 年 月 日

（申 請 者）

住 所

氏 名

渋谷区 長

（公印省略）

渋谷区保存樹木等管理助成金交付確定通知書

年 月 日付けで完了報告があった、渋谷区保存樹木等管理助成金について、保存樹木等管理助成金交付要綱第 1 0 条の規定により報告書類の審査を行った結果、以下のとおり助成金交付額を確定したので通知します。

記

1 交 付 確 定 額 金 円

2 助 成 金 交 付 の 条 件

渋谷区保存樹木等管理助成金交付要綱を遵守し、以下の要件を満たす必要があります。

- （1）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき、保存樹木等管理助成金交付要綱第 1 2 条の規定に違反したとき、助成金の交付が暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資すると認められるときは、助成金の交付決定の内容を変更するとともに、既に助成金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を求めることがあります。
- （2）助成を受けた樹木は、原則として 3 年間は伐採してはならず、善良なる管理者としての注意をもって管理してください。
- （3）区が必要に応じて行う調査に協力してください。また、資料の提出などを求めることがあります。

別記第 1 2 号様式（第 1 2 条関係）

第 年 月 日

（申 請 者）

住 所

氏 名

渋谷区 長

（公印省略）

渋谷区保存樹木等管理助成金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定した、渋谷区保存樹木等管理助成金について、下記のとおり助成金交付決定を取消します。

記

1 交 付 決 定 番 号 第 号

2 交付決定取消金額等

交付決定の種類	交付取消額
剪定	円
樹木医診断	円
	交付決定取消しにより 円

3 交 付 取 消 理 由

4 問 合 せ 先

渋谷区 部 課 係 電話

別記第 1 3 号様式（第 1 2 条関係）

第 年 月 日

（申 請 者）

住 所

氏 名

渋谷区長

印

渋谷区保存樹木等管理助成金返還請求書

年 月 日付けで交付決定取消通知を行った渋谷区保存樹木等管理助成金について、保存樹木等管理助成金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり交付済み助成金の返還を命じること
に決定したので請求します。

記

1 交付決定取消金額等

交付決定の種類	交付済みの助成金額	返還を求める額
剪定	円	円
樹木医診断	円	円
合計	円	円

2 返 還 方 法

別添の納付書により、書面に記載の納付期限までに金融機関に支払い手続きを行ってください。

3 納 付 期 限 年 月 日

4 問 合 せ 先

渋谷区 部 課 係 電話